

# 早稲田大学田無学生寮 寮内規則

## (目的)

第1条 早稲田大学田無学生寮の入居に関し、①早稲田大学教旨を理解すること、②本寮における全人教育の実践に賛同すること、③寮内で行われる各プログラムに積極的に参加すること、これらを体現して人格を向上する目的を以って、入寮者が遵守すべき規則（以下「本規則」という。）を定める。

## (遵守義務)

第2条 入寮者は、本寮が共同生活の場であることを認識し、本規則を遵守して早稲田大学生として節度ある行動を取らなければならない。

## (エリア分け)

- 第3条 本寮の1階を共通エリア、2階及び5階を男子エリア、3階及び4階を女子エリアとする。
2. 入寮者は、異性のエリアに一切立ち入ってはならない。なお、異性の入寮者と面談する場所は共通エリアの1階アトリウムに限定する。
  3. 電気室、機械室、ポンプ室、屋上等の住居スペース以外のエリアは立ち入り禁止とする。
  4. 前各項において、緊急時や災害時、管理者が認めた場合には、この限りではない。

## (迷惑行為の禁止)

- 第4条 入寮者は、管理者、他の入寮者及び近隣居住者に迷惑の掛かる以下の行為を行ってはならない。
- ①銃刀法や薬物関連法等、法令等に反する物（鉄砲、刀剣類等）又は爆発性、発火性を有する危険物を製造又は保管すること。
  - ②本寮の建物、設備及び備品（配水管等を含む）を腐食又は毀損させる恐れのある液体等を使用又は保管すること。
  - ③他人の迷惑となる音量でのテレビ、オーディオ機器の視聴、楽器演奏を行なうこと。
  - ④暴力組織への加入・関係者の出入り、政治的・宗教的な活動団体への他の入寮者に対する勧誘及びそれらの活動に関する集会・行事等の開催、ネズミ講やマルチ商法等の販売活動、その他風紀秩序を乱す行為を行なうこと。
  - ⑤本寮において石油ストーブ、その他火気の使用。
  - ⑥犬、猫その他小動物・魚等のペットの飼育。
  - ⑦階段・廊下等共用スペースへの物品の残置及び設置、看板の設置。許可された場所以外へのポスター等の掲示。
  - ⑧ビラ・パンフレット等の印刷物の配布及び掲示。
  - ⑨本寮内及び周辺での飲酒及び喫煙。
  - ⑩本寮内で大声をあげるなどの騒音行為。

- ⑪ベランダや敷地内の屋外での携帯電話の使用。
- ⑫暴力行為及び賭博行為。
- ⑬本寮の建物・設備・寮室内の改造行為。
- ⑭他の入寮者及び近隣居住者に迷惑がかかると管理者が判断した行為。

### **(ツインルームについて)**

第5条 ツインルームにおいては、ルームメイトのプライバシーを十分に尊重すること。

### **(管理義務)**

第6条 入寮者は、以下の管理項目を遵守する義務を負う。

- ①入寮者は自分の居室内の清掃を行い清潔に保つとともに整理整頓を心掛けること。特にユニットバス内トイレ・風呂の清掃は定期的に行なうこと。
- ②寮内で企画された掃除には参加し、掃除当番となった場合は、その義務を果たすこと。
- ③日常のゴミの処理については管理者の指示に従い、ゴミ収集日の日時に種類別に分別を行い指定する場所に出すこと。
- ④電気製品のように処分が有料なゴミは入寮者が費用を負担すること。
- ⑤キッチン、ランドリールーム等の共用スペースに関しては使用后清掃・片付けを行い、次の使用者が気持ちよく使えるようにすること。
- ⑥廊下、アトリウム、ランドリー、EVホールには私物は残置せず、必ず寮室に持ち帰ること。共用スペースに私物を残置した場合、管理者の判断で私物を移動又は廃棄する場合がある。
- ⑦共同キッチンにおける私物の食器等については、整理整頓を心掛けること。放置されていた場合は、管理者の判断で移動又は廃棄する場合がある。
- ⑧寮室内及び共用スペースに置いてある家具、電化製品等の使用に際しては丁寧に扱い、万一故障したら至急管理者に報告すること。故意に壊したと認められる場合は入寮者の負担で復旧する。
- ⑨共用スペースの電源は生活に必要な電気ポット、炊飯器等の電化製品を使う場合にのみ利用できる。
- ⑩入寮者は1階アトリウム共用スペースの清掃、整理整頓に努めること。

### **(RA レジデント・アシスタントについて)**

第7条 本寮においては、寮生に対して様々なサポートを実施すべく、RA（レジデント・アシスタント）が常駐する。管理人及びRAの指示には速やかに従うこと。

### **(Social Intelligence (SI) プログラムへの参加義務)**

第8条 入寮者を対象とする Social Intelligence (SI) プログラムには、特別な事情がある場合を除き参加すること。

### **(駐輪場等)**

第9条 入寮者は以下の項目を守り駐輪場を利用できる。なお、車・バイク・原動機付自転車の持ち込みはできない。

- ①自転車の持ち込みは1人1台までとする。
- ②自転車には、本寮専用のステッカーを貼付すること。
- ③自転車には施錠を必ず行い、盗難に注意すること。万一盗難や破損等があっても管理者はその責任を負わない。

### **(留守の届出)**

第10条 外泊、帰省及び旅行等で本寮を留守にする場合は、所定の用紙により事前に管理者に届け出なければならない。

### **(外来者の無断立入、宿泊の禁止)**

第11条 外来者を寮内に立ち入らせる場合は、管理者の許可を得、入寮者は外来者名簿に所定事項を記入しなくてはならない。ただし、2階から5階のエリアと1階の居室には家族と言えども異性を立ち入らせてはならない。

2. 外来者がツインルームに立ち入る場合は、必ず同室者の許可を得ておかななくてはならない。
3. 外来者の22時以降の滞在は厳禁とする。
4. 外来者を宿泊させることは一切できない。

### **(寮室内の電球等)**

第12条 寮室内の電球・トイレトペーパー等の消耗品は入寮者の費用負担で交換する。寮の設備・施設を破損・汚損した場合は修理に要する実費を請求する。

### **(寮室内への立入)**

第13条 管理者は、火災・地震等の震災時や事件・事故等の緊急時等必要と認められる場合には入居者が不在であっても、寮室内に立ち入ることができる。

2. 管理者は、消防設備の点検等管理上の目的により寮室内に立ち入る必要がある場合、入寮者に事前に予告して寮室内に立ち入ることができる。
3. 早稲田大学学生部及び管理者は、客観的事実に基づき入寮者が本規則に違反していると推定される場合、入寮者の立会いのもと寮室内に立ち入ることができる。ただし、本人の立会いが困難な事由がある場合はこの限りではない。

### **(盗難の予防)**

第14条 入寮者は、本寮内といえども自室を離れる際には必ず施錠すること。特に2人部屋に関しては施錠を忘れることがないように充分注意すること。

2. 入寮者は、多額の現金・カード等を自室に残したまま外出しないこと。万一、紛失しても管理者はその責を負わない。

**(退寮事由)**

第15条 学生部長は以下の事由に該当する場合、入寮推薦を取消し、何ら催告することなく退寮を命ずることができる。この場合、当該寮生は学生部長の指定する期日までに退寮するものとする。

- ①本契約及び寮内規則の不遵守、不法行為等により、学生部長が必要と判断した場合、または、学生部の業務の妨げとなる行為があった場合。
- ②3ヶ月以上の寮費等の未払いがあった場合。
- ③休学・退学等の事情により早稲田大学に在学しなくなった場合。
- ④留年など学業成績が著しく悪い場合。なお、成績証明書提出を求められた場合は速やかに学生部長へ提出をすること。
- ⑤心身の健康を害する等、学生寮で集団生活を送ることに支障が生じた際や、大学が他の寮生に迷惑がかかると判断した際、大学は当該寮生を保証人の元に帰すが、回復が見込まれない場合。
- ⑥その他早稲田大学の寮生として相応しくない行為があった場合。

附 則

**(施行期日)**

1 この規則は2008年4月1日から施行する。

**(施行期日)**

2 この規則は2009年4月1日から施行する。

**(施行期日)**

3 この規則は2012年4月1日から施行する。

学生部長殿

上記事項を確認し、本規則を遵守することを了承します。

西暦 年 月 日

(入寮者)

現在の住所

現在の連絡先

氏 名

印